

「旧制第一高等学校における政治学講義草稿」

（一部——法制経済）

第一高等学校講義——政治学

何をやっていゝ、分らぬ。——高等学校というところ。——学校で

覚えたのは外国語だけ。一番生意気な時代で始末が悪い。大学と同じ講義をしても意味ないし、それを簡略にして概論みたいなものをやっても、実のないものになってしまう。「漫談で結構ですから」といわれた。大勢にしゃべることの危険性。微妙なニュアンスがいえぬ。話が大きくなる。Spricht die Seele, ach, spricht die Seele nicht mehr; (Schiller)

政治学、日本政治思想史の色々な問題

* 序論 現代文明に於ける政治の地位

人間生活に於ける「政治」の占める範囲の拡大

A 政治（主体）↓人間（客体）

一、政治が捉へる人間の数の拡大（政治的社會の単位）↓横へ

部族国家——封建国家——民族国家——帝國主義国家——
聯邦

交通及技術の發達による権力の及ぶ範囲の増大、ヒット
ラー、ルーズヴェルトの力

二、政治が個人生活に浸透する程度の拡大 ↓縦へ

自由主義的夜警的国家より全体的統制国家へ

租税
治安維持
生活の全面へ（経済・文化）

主婦の家計と政府の政策との
直接的なつながり
隣組

（欄外）Das Zeitalter der Politisierung

*この間は、別資料（二六三一六）によって補った。

日本の様に近代国家の最初から国家的統制の強かった国でもこの差異は変わらない。日常生活に対する現実の政治の規定力はやはり社会的生産力・技術・交通手段（ラヂオ・新聞・映画等）に依存するからである（総力戦）。

「日露戦争を知らなかった天文学者の話は今日はお伽話である」

（欄外）政治の駆使するテクニク

イデオロギーによって内面を規定する。

「帝王我に於て何かあらんや」

←
“You may not think about politics, but politics thinks about you.”

B 人間（主体）↓政治（客体）

政治に影響を及ぼす人間の数の漸次的増大

↓デモクラシーの発達*

政治に対する態度

過去の人々の政治的関心はいはゆる「床屋の政談」或は「浮世風呂」であった。人々は六大学リーグ戦を語ると同じ興味を以て政争を語つ

た。政友会が勝つか民政党が勝つかといふことは、慶応が勝つか早稲田が勝つか、或は呉清源が勝つか本因坊が勝つかといふテーマと同じ態度で、同じ次元に於て問題にされた。またその時代はそれで済んだ。なぜなら、いづれの政党が勝利を占め、政権を握らうとも、それによって人民の生活内容が根本的な影響を受けたり、国家社会の基本的な仕組が変更されるといふ様な事は起らなかったからである。しかし今日は事態は全く異なる。政治はもはやスポーツではない。それはわれ々の生活の日々のいとなみを離れた興味の対象ではない。それはまさに生活そのものである。食糧対策はいかに建てられるか、供出を合理的に遂行する方法は何か、日々に高まり行くインフレーションの波をどうして阻止するか、三千億にも上る国家の債務をどう処分したらいいか、必需物資の生産をいかに促進するか、貸銀値上と物価騰貴とのいたちごっこをどう調整するか、戦災地の復興、住宅計画をいかに樹立するか、失業者の農村還流による農地零細化の傾向を喰止める方策は何か、——山積するこの様な問題はいづれをとって見てもわれ々の運命に文字通り生き死にの關係をもたぬものはない。かうした問題がいかに解決されるかによって、我々の生活の様相は全く異つたものとなる。のみならず、これらの問題は相互に密接に関連して居る。一つの問題に対する解決の仕方は、他の問題に対する解決の仕方を根本的に規制する。かくして、一つの問題、例へば国家債務の処理方法に関する決断の仕方はそれからそれと他の領域に波及して、遂には全社会に経済体制の根本的変革にまで立到らねば止まぬであらう（今度の

総選挙——さらにそれ以後の数次の選挙に於て——にいかなる政治勢力を国民が進出せしめるかといふことはかうした大きな問題を内包してゐるのである。これがどうしてスポーツ的な興味の対象たりえようか。いはんや問題はたんに国内的ではなく、同時に世界的である。我國の食糧問題の解決は、中国や朝鮮乃至ビルマ、仏印等の復興と密接に係り、それに依存してゐる。日本の工業生産の再開も中国の工業化の問題と切り離しては考へられないであらう。さうして更にそれは中国や朝鮮に於ていかなる政治力が今後ヘゲモニーを握るかによつて基本的に左右されるに違ひない。なによりも現実に日本管理政策の最高決定をなす機関たる日本管理理事会の動向は米英ソ三国のバランスによつて変動するだらう。従つてバルカンやイラン問題での米英ソのたゞ一つの取極めは忽ち日本管理理事会を通じて、われ／＼の日常生活の枠の大きな変化となつて現はれるかも知れない。全く「よそ事」ではないのである。更にまたわれ／＼日本国民が日本の政治に社会機構をどの様に変革させて行くかによつて、日本の国際社会に於ける地位、発言権は大きく変わるであらう。それによつて特定国との結びつきが或はヨリ容易になり、或はヨリ困難になり、かくして世界政治の勢力関係も色々のヴァリエーターを取ることとなる。それも結局われ／＼国民が今後如何なる政治力を押し出して行くかに係つてゐる。日本歴史はじまつてこのかた、政治が——国内政治にしても国際政治に

†この間は、別資料(五二〇—七)によつて補つた。

しても——この様に国民に直接し、国民生活の中心の座を占めたことは未だ嘗てないのである。国民の一人／＼がこの様に重大な政治的決断の前に立たせられたことはないのである。(以下原稿欠落)

第一の面と第二の面とは必然的に関連する。□デモクラシーが死活の問題である。今日もはや我々は政治を、我々の外から乃至上から、われ／＼にのしかゝつて来る客観的必然として受取つてはならぬ。われ／＼は政治を運命としてではなく、まさに我々の生活を精神的物質的に豊かにする技術として駆使せねばならぬ。政治をコントロールする力を我々の手に確保せねばならぬ。これが今日の課題である。あたかも自然に対すると同様な主体性を確保せねばならぬ。

自然↓運命 自然↓実験↓征服

しかし自然を征服するには、自然の内部に入りこみ、その客観的法則をさぐらねばならぬと同様に、政治をコントロールするには、まづ政治固有の内的構造を客観的に明にせねばならぬ。それが政治学の課題である。

†「政治」が国民生活のなかに持つ比重がこの様に過去と一変した今日、政治を対象とする学問もまたその一切の古き衣を脱ぎ捨てねばならぬことは明瞭である。政治学はなによりもまづ今日国民に、群が

り寄せる政治現象をしかと看きはめる「眼」を与へ、国民のこの様な重大な政治的決断の素材を提供しなければならぬ。豊かなプールからのみ正しい判断は流れ出る。過去の政治学は国民に対してこの様な観察力を養ひ、豊かな判断力の源泉を与へることに全く無力であった。それはひからびた方法論をもてあそび、「体系」的であることに、むなしい誇りを抱いてゐた。現実の政治がスポーツ的であつたことと照応して、政治学もまさに「方法」と「概念」の積木細工であつた。例へば政治は国家概念を前提とするか、それとも逆に国家が政治概念を前提するかといふ様な「高尚」な問題を飽くことなく論議してゐた。それが現実の政治を一寸一分でも動かす力を持たなかつたのは必ずしも日本の政治家の低級さのためばかりではない。我が国の政治に於ける、世界まれに見る程の非科学性の罪の一半はたしかに、「政治とは一つの人間集団の他の人間集団に対する組織化行為である」といった風の、わけのわからぬ定義を下して事終れりとしてゐた政治学者の負ふべきものであつた。

私はこのような意味での「政治学」を諸君に講義する興味も意思も持たない。私はたゞ日本の将来を背負ふ若きインテ（以下原稿欠落）

政治学の体系

1. 政治組織（静態論）↓政治的統一

統治組織としての政治権力

(1) 国家（政治権力としての）の起源

(2) 社会と国家

(3) 政治的権威の根拠——主権の問題

自由の問題

多元的国家論

無政府主義

(4) 政治権力の物的技術的基礎

(5) 政治組織の諸類型——封建国家、専制国家、立憲国家、大衆国家

衆国家

ファツシヨ独裁制

議會制

大統領制

ソヴェート制

(6) 世界国家の問題

2. 政治過程（動態論）↓政治的闘争

運動過程としての政治権力（所謂マキアヴェリズムの問題——

政治技術）

革命の政治学、戦術論

輿論の形成

政党論

政治的指導者（政治家）人的統合

政治理念（前二者の結合）↓闘争を通じて統一へ

政治に於ける正義（倫理性） 政治と人間性

3.

政治と教育

参考書

政治学概論乃至方法論的なるもの

× G.E.G. Catlin, The Science and Method of Politics, 1927.
× J.W. Garner, Introduction to Political Science, 1910.

α R.G. Gettel, " " " " .

H.J. Laski, A Grammar of Politics, 1925, rev. ed. 1937.

√ " " , Introduction to Politics, 1930.

S. Leacock, Elements of Political Science, 1906.

J.R. Seeley, Introduction to Political Science, 1896.

(欄外) Mannheim, Ide. u. Utop..

F. Fleiner, Politik als Wissenschaft, 1917.

S. Somlo, Politik (Wissenschaft und Bildung), 1907.

F.v. Calker, Einführung in die Politik, 1927.

H. Freyer, Der Staat, 1925.

A. Vierkandt, Staat und Gesel. in der Gegenwart.

F. Oppenheimer, Der Staat, 1926. (岩波文庫)

G. Jellinek, Allgemeine Staatslehre, 1900.

H. Kelsen, Allgemeine Staatslehre, 1925.

× C. Schmitt, Der Begriff des Politischen, 1933. (清水幾太郎氏『政治の本質』)

Ziegler, Einführung in die Politik, 1927.

R.C. Malberg, Contribution à la théorie générale de l'état, II vols. 1920, 22.

(欄外) √ Merriam, Systematic Politics.

Prologue to P..

E. Barker, Reflections on Government.

特殊のなる問題を取扱へたるもの最も重要なもの

J. Bryce, Modern Democracies, II vols. 1921. (岩波訳)

H.J. Laski, Democracy in Crisis, 1934. (竹内雄抄訳)

" " , The State in Theory and Practice, 1934.

W. Bagehot, Physics and Politics, 1873. (『国民の形成』)

B. Bosanquet, The Philosophical Theory of the State, 1899.

L.T. Hobhouse, The Metaphysical Theory of the State, 1918.

√ G.D.H. Cole, A Guide to Modern Politics, 1933.

" " , Social Theory, 1920.

√ R.M. MacIver, The Modern State, 1926.

G. Wallas, Human Nature in Politics, 1908.

" " , The Great Society, 1914.

———
M. Weber, Politik als Beruf.

Wirtschaft und Gesellschaft.

H. Krabbe, Die moderne Staatsidee, 1919.

N. Lenin, Staat und Revolution, 1917. (訳)

———
C. Merriam, Political Power, 1934.

邦語文献

小野塚喜平次、政治学大綱上下、明治三十六年

中島重、多元的国家論、大正十一年

大山郁夫、政治の社会的基礎、大正十三年^{〔大〕}

蠟山政道、政治学の任務と対象、大正十四年

戸沢鉄彦、政治学概論(現代政治学全集)

堀伸二、政治概論(唯物論全書)

今中次麿、政治学(朝日〔新〕講座)

佐藤丑次郎、政治学、昭和十二年^{〔大〕}

大石兵太郎、政治学

小野塚喜平次、現代政治の諸研究、大正十五年

吉野作造、古い政治の新しい見方^{〔大〕}

中島重、国家原論

戸沢鉄彦、社会と国家

政治とは何か。私はこの問題を抽象的定義としてではなく、日常の人の感覚から捉へて行きたい。我々は日常語で政治といふ言葉をどういふ風で使用してゐるか。まづ最も直接に我々に思ひ浮ぶ聯想は国家の仕事といふ事である。国家が人民を治める、行為、統治行為が政治であるといふのがいちばん常識的な、従つていちばん古くからある政治の概念である。修身齐家治国平天下といふ言葉があるが、この治国平天下がすなはち政治といふことになる。かういふ考へ方は従つて、治める者と治められる者、いはゆる治者と被治者といふ二元的存在を予想し、政治といふものをもつばら治者の仕事と考へるのである。政治といふものが何か我々の上にあるもの、上から我々を動かしてゐるものといふ感じはこゝから来る。かういふ觀念には同時に、政治といふものの背後に、政府(国家)といふ一つの抽象的な実体を予想してゐる。さうして治者乃至政治家といふのは国家の君主とか、大統領とか、大臣とかいふ風にさうした抽象的な実体の具体的な担ひ手と考へられてゐる。つまり治者は単に個人的、感覺的存在として人間ではない。治者に服従するのは、感覺的な存在としての人間に服従するのではなくて、その治者が抽象的な実体の権威(後光)を後光の様に背後に背負つてゐると考へられる限りに於て治者に服従するのである。ここで政治といふものが一つの権威を前提としてゐるといふ事がわかる。

エルバ島に流されたナポレオン、
和蘭に亡命した独皇帝、
昔の殿様。

そこから更に考へて行くと、統治といふ意味での政治（それだけではないのだがいまかりに限定する）は単なる力ではないといふ事が分る。まづ生理的な力でないことは勿論。エルバ島に流されたナポレオンと、皇帝のナポレオンとは生理的な力に於てはすこしもかはらない。また昔の母系社会では女が統治者であつたことがめづらしくない。更に進んで物理的な力だけでもない。もちろん政治は物理的な力（強制力）を絶えず背後にもつてゐることによつてはじめて政治となる。服従しない者をつかまへて牢獄に入れるとか、或は極端な場合には殺すことを予想しない政治はない（政治の要素で後述）。さういふ物理的強制手段をもつてゐる事が治者の要件である（国家の本質は刑務所にあるといふ考へ方も一面の真理）。

しかし治者の統治がもし単に物理的な力だけだったら、暴力団長の行使する力とすこしもかはらない事になる。ところが被治者は治者の行使する力を何か暴力団長の行使する力とはちがつてゐるといふ感をもつてゐる。だから之に服従するのである。これルソーが民約論のなかで、力は権利をつくらぬ、暴力から義務は生じないといふ所以である。

つまり治者の背後に負ふ權威は決して物理的な力だけでなく同時に精神的な力である事が分る。もし被治者の大部分が治者の政治的支配を単なる強制力と感ずるときがあつたならば、それは治者の支配がもはや終末に近づきつゝある事の証拠である。被治者は治者の權威に対してなんらかの意味で優越性を承認してゐるからこそ、統治関係が可

能なのである。スピノザが、いかなる専制政治もその本性上デモクラチックであるといふ逆説をのべてゐるのも、この被治者のミニマムの自発的協力が政治の要件であることをのべたものにはかならぬ。この被治者の自発的服従を可能ならしめる根拠を政治的正当性（political legitimation）といふ。政治は一方の極に於て権力的契機をもつと同時に他方の極に於て正当性的契機をもたねばならぬのである。政治は正義なりとか、政治の理念は正義であるとかいふ考へ方が政治は力であるといふ考へ方と同様に古いのは、このためである。マックス・ウェーバーはこの正当性的契機として、カリスマ的支配、伝統的支配、合法的支配の類型を區別してゐる。

説明

現実の政治的支配はこの三つがいづれも混合してゐる。

さて、以上の説明に於ては政治は国家を背景に負つた治者の仕事であるといふ事を前提としてゐた。治める事である。政治は政府乃至国家の仕事だけだらうか。また逆に、国家の仕事がすべて政治だらうか。こゝで我々はふたゝび我々の常識的感覚的な政治概念を考慮したい。まづ前者からいへば、治めることだけが政治でない事はすぐ分る。在野の政治家が政府を攻撃するのは明白に政治的行為であらう。議会の反対党の行動はもとより、議会に一議席ももたぬ政党だつてあり、うるし、それが政党と呼ばれるからには、そこに政治的なものを予想して

る事〔は〕明白である。

或は国民の参政権といふとき、政治は同時に被治者のものと考へられてゐる事は明白である。或は、それは歴史的に被治者が治者の決定に参与する様になつたので、政治そのものはどこまでも国家の行為であり、その国家法によつて、国家の行為への合法的な参与が与へられたのであるから、やはり政治は国家の仕事であるといふかもしれない。しかし非合法的な行動もやはり政治ではないか。むしろ、革命は政治的なもの最も露骨な発現であることは明瞭である。さうすると、政治とは必ずしも国家といふ様な抽象的実体の行為には限らぬこととなる。国家の仕事でも例へば、国家が私法上の権利主体として私人と私法上の契約（売買等）を結ぶのはどうも政治ではなささうである。それでは国家の行政行為は皆政治かといへば、むろんさういつてもいい。しかし例へば人はかういはないか。農林省と大蔵省との間に予算についての争があつてしまらない。すると、事はもはや事務的折衝の段階をこへて、政治的折衝にうつつたと。ここでは同じ国家機関の行為が、事務的なものと政治的なものとに區別されてゐる。その場合、事務的なものと區別された意味での政治的なものは何か。ともあれ、国家の仕事が必ずしも皆政治でない事は明瞭である。さらにわれ／＼があの人は政治家であるとか、政治的手腕があるとかいふ。また、昔の婦人雑誌にはよく細君の夫の操縦政策などといふのが出てゐた。夫を操縦するといふこと、そこに何か政治的なものの臭ひがするのである。それは単なる比喩以上に、何か一つの機能を指してゐる事が分る。つ

まり、政治とは一つの機能であつて、その機能が営まれる所には政治がある。

政治といふと国家をすぐ聯想するのも、国家がさうした政治的機能をもつとも大規模に行つてゐるからで必ずしも政治は国家の独占物ではない。「多元的国家論」の登場とその後。

いひつばなし

そこに経済と政治といふ問題が生れる。

労働組合の経済闘争と政治闘争

経済的取引妥協（打算合理性）から強力を背景とした調整へ。両者の區別は厳密でない。対立が高まると、経済は政治に移行する。

「政治は経済の集中的表現である」（レーニン）

自由競争のなから独占価格が成立する。それがそのまゝ、通用してゐる限り政治はない。政府が消費者を保護するため価格を統制するとそこに政治が生れる。或は消費者が団結してデモをやる

計画経済〔以下原稿欠落〕

かうした例を通じていひうる事は、まづ政治とは人を動かして何かさせる事だといふことである。しかしさういつても、個人を動かすの

では政治とはいへない。細君が女中を使ふのは政治ではない。(だから細君の夫の操縦も結局政治ではない)。そこで、政治の対象とする人間は集団であることが分る。政治的手腕があるといふのは、結局集団を動かして何かさせる事がうまいといふことになる。ところで集団を動かして何かするといつても、そのする目的が個人的であつては之また政治ではない。人夫をたくさんつかつて引越をさせたとてそこに政治は成立しない。そこに社会的意味がなければならぬ。それなら資本家が労働者をつかつて社会的生産をやるのは政治かといへばさうでもないらしい。

政治の抽象性

類型の人間、集団をのみ問題にする。

板橋事件は、政治ではない。太郎がこまつてゐるから太郎にもをやるといふのは政治ではない。

政治家の倫理は責任の倫理である。政治的責任は結果責任である。

「人間の行為は悪くても結果さへ善ければいゝ。結果がうまく行けばその罪過はつねに許される」

敵味方の区別。最後には物理的にその存在を抹殺する可能性。

政治に於ける対立(カール・シュミット)——対立そのものでなく、

対立の統合——政治的統一——である。政治が全体性をイデオとする

(階級政治観も然り)(1)し、結果を実現することを問題とする(2)。

——それを達成するのに、内面的賛同のみにたよらず(こゝが宗教や倫理運動と政治運動とちがふ)、権力を用ひる点が特色。国家でなくてもさう(労働組合のデモ等)。しかもなるべくそれを節約した方がいゝ。

——政治に於ける技術性(別紙(何を指すか不明)、どうしたらいいか——うまく出来るか)「自発性と指導性の結合」

技術性と権力性と理念性(倫理性)の三契機結合である。

権力をもった指導者が集団を、組織化して行くことによつて、ある全体的統一をもたらすこと。全体的理念を外部的に実現して行く。

1. 政治に於ける抽象性、全体性(板橋事件)

台所との直結といふ言葉の危険性

政治の理念外部の実現といふこと。政治は達成であり、結果論。人間の行為は悪くても結果がよければいゝ。

目的は手段をえらばず。(成功しさへすれば罪過は黙過される。

——マキアヴェリ)

政治的責任は結果責任。心情を問題としない。

それでは無道なマキアヴェリズム、勝てば官軍か。世界歴史の審判。

心情をとはず敵味方で行く。真摯さが問題にならぬ。insincereな味

方とhonorableなenemy。

革命の残虐不公平性。強権発動反対の結果。

世界史は世界法廷である。政治を究極的に審判するのは歴史である。政治の無軌道性を認めるか認めないかといふ事は歴史のなかの理性を信ずるかどうかといふ問題である。

リンカーン

「全部の人を永久にだます事は出来ぬ。」

1. 全体性

ルソーが普遍意思といふ概念をもち出した。社会契約によって国家が出来るが、国家は普遍意思を表現する。人民主権といふ時の人民は普遍意思であつて、個別的の人民の集合^{よせあつめ}ではない。個別意思をいくらあつめても普遍意思にならぬ。政治は問題の全体的解決を志すので、個別的利益の満足ではない。その意味で政治は抽象的だといひうる。台所と政治との直結といふ事は誤解されてはならぬ。政治は台所の要求を直接に、個別的に満足させることは出来ない。もしそれを約束するものがあればデマゴグである。例へば人民管理の問題。いかに困つてゐるからとて、地方的に勝手に処分するのは政治ではない。それは個別的救済^{レスキュー}は慈善行為だ。たゞ共産党があれをやるのは、それによつて、党勢の拡張に利用しようといふので、そこにはじめて政治性が出て来る。

2. 政治的行為の外面性

君主たるものは上にのべた気性のすべてを具へる必要はないが、さ

ういふものを具へてゐるかのやうに見せかけることは大いに必要である。寧ろ逆に敢て云はう、さういふ気性を常住不斷に持つてゐるのは有害で、さういふ気性を持つてゐるやうに見せかけるのが有利である。君主論十八章。

政治に於ける人間性

集団を動かす。集団は平均的人間なので、本能的要素に作用される。人間の資質のミニマムを標準とせねばならぬ。しかもいはゆる群衆心理で、個別的激情が、累積すると恐ろしい力になる。そこで政治は性善を前提とすることは出来ない。

ホッブス、マキアヴェリ

厳密には性悪でもよい。要するにいつでも變動^{かわ}しうる危険性をもつた人間である。

政治は人間を墮落させる（ビスマルク）。

人間性

人間については総じて次のやうに言ふことが出来る。即ち人間は恩知らずで移気^{うつげ}で陰険で、危険に遭ふと逃亡しそのくせ転んでも只では起きないもの、利を与えれば味方になるが、犠牲をさ、げるとなると、いざといふとき忽ち離反するものである。君主論十七章

「人間が聖人になり切つたり、または悪魔になり切つたりすることは

中々出来ないものである。」(マキアヴェリ、ローマ史論第一卷二十七章)

「人間が神でもなく獣でもない限り人間にとって国家の必要のなくなる時はない」(アリストテレス)

(欄外) 悪人といふより、gefährlichな存在、潜在的なもの (bellum omnium contra omnes)

政治的道徳(ヴィルチュ)と個人的道徳

チエザーレ・ボルジアは残忍な男で通つてゐた。それにも拘らずその残虐ぶりによつて、ローマニアを再建し統一し再びこの地に平和と忠誠とを復活させた。この点を考へると、彼の慈悲心はフィレンツェ人、即ち残虐の悪名を毛嫌ひする余り、ピストイアが破壊されるのを傍観してゐたひとたちよりも遙かに優つてゐたことに気がつくであらう。……ありあまる慈悲の恵みを施して物事が惑乱に陥るまゝに任せ遂には殺人または強盗沙汰を生ぜしめるかの人たちに比べれば、こちらの方が遙かに慈悲深いことになるからである。(君主論第十七章)

政治的特質

一、相手をせんめつする。discussionは自己の相対性の意識から出発する。

二、平面化。立体的な差を平面化する。

「大率は不健康だ」↓いろくのニュアンスがあり、最も浅薄な意味でも最も高い意味でもいわれる。しかし、政治はそれを一律に肯定か否定へ強いる。すべての意識の差をもつものが同一戦線に立つ。勉強したものが勝つのでない。

conditionalな議論が世間に通用するとunconditionalになる。

戦争中は、福沢の国家主義をいい、今は民主主義をいうのは、福沢の精神——わくできの反対——とは逆で、むしろあまのじゃくが福沢の態度に近い。

Political Realism ↔ Moral Idealism

←ダラク

←ダラク

Moral Cynicism

精神主義

↑

↑

Nihilism

偽善、最も露骨な利害の粉飾

Machiavellism

今の世ノ人、古言学びして、いにしへをとひ、御国を貴ぶらんはもとよりさる事なれど、ともすれば外国をにくみ、聖人仏たちを誣るめは、いとあるまじき事なりかし。……さても天照大御神は、広く天

の下を、隔ず照し給ふものを、わがみかどの外にして、彼国をそしら
んは、大御神の御心にもたがひ、又聖人仏たちをそしる時は、やがて
吾がいつく皇神を誹るにて、なかなかにかしこかるべきわざなるを、
かの大人たちをはじめ、世の人いまだ此ことわりをさとりかねて、も
ろこしを外にへだて、聖人たちをよそにして見るより、さはいへど凡
たらず、賢こかるさまのねたきあまり誂るなるべし(神道辨)(橘守部)
日ノ御神の照しますかぎりは咸吾大君の食国なり。その国々ををさ
むる人は、咸わが大君の臣也。

第二節 国家と社会

国家と社会の対立は近世絶対主義国家の形成の時代に於ける、身分
社会の反逆と共に明確な意識にのぼった。

モナルコマキの理論

身分的社会は前国家的自然状態として、国家から独立した存在であ
り、従って、この身分的基本権を侵害する絶対君主の権力は無効であ
る。

しかしやがて絶対王政が制覇し、近世統一国家が形成されると共に、
「社会」はふた、び国家のなかに併呑され、社会と国家に代って個人

と国家の対立が問題の中心となる様になった。社会を原子的個人の量
的集合として把握する自然法的な社会契約説の全盛期は、社会的なる
ものの固有性の自覚が最も稀薄な時代であった。

近世に於て国家から区別された社会概念を前景に押し出して来たの
はイギリスの思想家である。かくイギリスに於て「市民社会」といふ
形で「社会」が再発見されたのは、そこで、名誉革命以来、市民社会
が経済・文化・政治あらゆる面に於て顕著な発展を遂げ、国家をば、
「政府」に押し下げ、いはゆる必要なる悪としてその活動領域を狭め
つ、あつたといふ社会的現実の反映であつた。H・S・J・ボーリン
グブロークやA・シャフツベリーによつて、人間は国家以前の原始状
態に於ても決して孤立せずに家族結合乃至部族として生活してゐた事
が説かれ、人間生活の本来的社会性が強く主張された。アダム・ファア
グスは、既に、その市民社会史論 *An Essay on the History of Civil
Society*, 1767. で国家(政治的社会)を以て社会の一種とし、経済的発
展によつて古代共产制が崩壊し、財産の差別と労働の分化が生じた後
に不平等な私有制を維持するために優越者によつて作られた制度であ
るといふすぐれた見解に到達してゐた。これ以来、社会(市民社会)
は自然的秩序であり、国家は市民政府として特定の目的のために作ら
れた人為的制度であるといふ見解が、ヒューム、ケネー、スミス等英
仏自由主義思想家の一貫した態度となつた。ここでは国家(政府)は
経済社会の中から経済社会を地盤として出て来る所の社会の一機関に
すぎなかつた。「国家」の地位をかゝる社会への隷属性から解き放ち、

これに独自の価値を認め逆に社会を国家の一契機としたのがヘーゲルである。

ヘーゲル 人倫態の弁証法 家族——市民社会——国家

自由の意識の発展。国家は市民社会の分裂を克服する。——シユタイン、ラツサール

マルクス 再び顛倒して英仏の見解にかへる。しかし市民社会はもはや自然的制度ではない。

ヘーゲル国家観

ヘーゲル哲学は独逸観念論の最高度の発展である。従って、その出発点はやはりカントを継承して精神の自律である。精神の本質は理性であり、世界は理性が漸次自己を自覚する過程である。さうして精神の自己意識が即ち自由であるから、「世界歴史は自由の意識に於ける進歩である」といはれる。それは同時に理性が最も抽象的な段階から、最も具体的な現実的な内容を持った段階への発展である。理性はまづ抽象的な主観（自我）として現はれる。しかしそれはなんら対象性を持たぬ空虚なものなので、やがて自らの否定態として、客観的对象を措定する。さうしてこの外的対象のうち自己を自覚することによつて、この対象性を止揚して己れ自身にかへる。これが主観的精神——客観的精神——絶対的精神の弁証法である。さうして、この客観的精神の最も充実した、最も具体的な表現が人倫態であり、それは、抽象的法と道徳との対立の弁証法的止揚である。国家はこの人倫態の最高

の発展段階として現はれる。国家は家族に於ける実体的直接的統一とその自己疎外としての市民社会に於ける個人の原子的分裂の対立を綜合し、個人的自由を共同体的統一に媒介させることによつて、理性の最も具体的現実的な形態となる。それは自由の最高の実現である。従つて国家の法に服する事は自由の否定ではなくして、却つて、抽象的特殊的自由（以下原稿欠落）

四、それと共に国家と社会の地位がふた、び顛倒する。ヘーゲルにあっては市民社会の分裂、階級対立は市民社会そのものの本質的規定であり、従つてそれは市民社会の内在的發展によつて止揚されぬ。国家によつてはじめてそれが止揚される。しかるにマルクスにあっては、国家はなんらかうした社会から超越し、社会的対立を克服する絶対者ではなく、社会にけいばくされ、支配階級による階級的支配を維持するための道具にすぎぬ。従つて、国家と社会の対立は、ヘーゲルにあっては前者の優越により、マルクスにあっては後者の優越によつて克服される。しかし両者ともにある意味で国家と社会の一致をめざしてゐる。

これを以ても国家と社会の区別そのものが歴史の意味をもつ事が分る。今日に於てそれは意味があるのである。

国家の他の社会団体に対する特殊性（マツキーヴァー、社会学、二八八頁）

一、一定の地域的範囲に住むすべての人を包含し、その法規は当然

にすべての人に拘束力を持つこと。

二、その法規の遵奉を最後のには物理的な力で強制しうること。

イ、一般的秩序パブリック・オーダーの維持。

諸社会団体間の利害の調整

警察〔以下原稿欠落〕

(マキーンヴァー、一一頁—一二頁)

結アソシエーション社とは、共同の利益を求めるために組織された集団である。

共同社会についてはその存在理由を尋ねる事は無意味である。何故市があるか、何故部落があるか、何故民族ネーションがあるかといふ事は、何故人間生活があるかを問ふと同様に、明確な答を期待しえない(東京市が何故現在の地に出来たかといふことは別問題)。ところが、教会とか組合とか会社とかは、それが如何なる目的で組織されてゐるかを問はずしては、その内容を明にしえない。ここに結社と共同社会の基本的差異がある。

したがって結社の目的は広狭、深淺いろいろあるが、決して我々の全生活を包含するものではない。我々がその結社の目的に關聯する限りに於てその結社は我々の生活のなかに部分的位置を占めるのである。我々は共同社会のなかに生れかつ死する。しかし我々は結社を作りかつ解散する。

第三節 政治権力の根拠

政治社会は本質的に支配關係であり、従つてそこには必ず、権力を持った少数の支配者乃至指導者とその権力に服従する多数の民衆とが存在する。「多数が支配し少数が支配されるのは不自然である」とルソーが言つてゐる様に、政治社会にはその形態の如何を問はず、多数者が少数者の権力に服従してゐるといふ事態が見られる(デモクラシーでも然り)。

それでは何故この様に、圧倒的に多数の人間が少数の人間の支配に持続的に服従してゐるかといふ疑問が起る。これが政治権力の根拠、或は逆にいへば、政治的服従の根拠の問題である。それはしばしば、政治権力が如何にして発生したかといふ上に述べた問題と混同されるが、事実の上でその両者が交錯してゐる事がありとしても、論理的には両者は全く別の問題で、一は *Wie* (How) の問題であり、他は *Warum* (Why) の問題である。

まづ第一に、支配關係は純然たる力——しかも物理的な力の關係として考へられる。一般に既存の政治的秩序に対する反対者、例へば現在の政治的秩序の顛覆を意図する革命家は、支配關係のうちに専らかうした単純なる力——暴力的支配——のみを認めそこに何等合理的な要素を容認しようとしなない。例へば、ロシア・ボルシェヴィストはブルジョア国家の支配をもつば被支配階級たるプロレタリアートの暴力的抑圧と観ずる。従つてまたプロレタリアートが政權を掌握した後

に行使する権力もまた赤裸々な権力支配であり、階級敵に対する「鉄の如き」抑圧とされる。ここでは、従って、政治権力の根拠、政治的服従の根拠の問題は本来の意味では起つて来ない。何故服従せねばならぬかといふ問題は提起される余地がないのである。たゞ、事実、それ自体があるのみ。

しかし果して単純なる力のみ支配といふ様なものが現実にあるだろうか。いかなる専制的抑圧的支配にしても、苟もそれが持続的な支配関係である限り、それは単なる物理的力ではありえない。そこには必然に被支配者への心理的、な支配力が同時に働いてゐる。逆にいへば、権力者に対する服従は苟も服従といふ社会行為である以上、そこに服従者のミニマムの能働性(ポテンツ)といふものなくしては考へられない。人間と人間との間に一つの関係、といふものが結ばれる以上、そこに精神的モメントは不可分離に結合してゐる。

ルソーが民約論のなかで、「どんな強い者でもその力を権利に変へ、その服従を義務に変へなかつたならば永久に支配者たるの地位を維持するに足る程には強くない」といひ、強盗がピストルで財布を奪ひへても、そこから、財布を渡す義務は生れて来ないといつてゐるのは、この真理をよく表現してゐる。

この事実を最も極端な形で表現するならば、一切の権力的支配は、被支配者の承認を前提としてゐるといふ事になる。政治権力乃至国家が、階級対立から発生し、その階級関係を維持する事を目的としてゐる事は前節に述べた通り事実であるが、そのことは、被支配階級が、

支配階級の行使する権力、乃至それに基いて発せられる法令を、全く外部的な力として、あらゆる瞬間／＼に之を排除しようとしてゐる事を決して意味しない。もしさうなら、それはなんら秩序と呼ぶに値しない。文字通り一刻も絶えざる力の緊張関係といふ様なものは人間精神の耐えうるところではない。そこでかうした支配関係を存続させてゐる心理的、な力はなにかといふ事がどうしても次の問題とならざるをえないのである。

この政治的服従の心理的根拠として古来よく挙げられたのは恐怖感である。この考へ方にも二つ種類がある。一は支配者自体に対する恐怖（縦の恐怖）、つまり、支配者の行使しうる強制力（刑罰）に対する恐怖を以て服従の根拠とする考へ方。これは性悪説と結びついて専制主義の基礎づけとなつた。支那古代の法家思想、十七世紀のホッブスなどこれである。服従心理のなにかうした恐怖感がある事は否定されえない（とくに未開民族に於てしかり）が、それを本質的な中核的なものとするのは、あまりに異常アブノーマルなものを重視しすぎる。恐怖意識からは持続的な社会関係は生れない事は、上の赤裸々な力の支配の場合について述べた処と本質的な変りはない。

もう一つは、横の恐怖、つまり、民衆——集団員——相互間、或は、他の集団に対する恐怖感が、権力に対する服従を生む場合である。これは前の場合に比してより蓋然的で、単に未開民族のみならず、発達せる文明社会にも屢々見出される。革命等の混乱による無政府状態の後には、強大な専制的支配が出現するのは、このことをよく示してゐる。

る(フランス革命の後のナポレオン)。かうした場合には最も悪しき秩序と雖も無秩序にはまさるといふ考へ方が普遍的となる。また外敵侵入の危険性が、強大な権力への盲目的な服従を可能にする事も、別な処で例証を挙げうる。たゞこの第二の場合も、第一の場合ほどではないが、やはり、アブノーマルな事態に於ける現象で、これを政治的服従の一般的普遍的な根拠とするには足りない。

恐怖に根拠を求める考へ方と恰度対蹠点に位置するのが、被治者の明示的な同意(承認)を以て服従の根拠とする考へ方である。前者が屢々専制主義のキソづけとなつたとすれば、後者はデモクラシーの典型的なキソづけである。いはゆる十七世紀以後支配的な思潮となつた、啓蒙的自然法の社会契約説は、権力発生論の如き表現形式をとつてゐるが、その理論の實踐的意味はかうした権力の根拠づけにあつた。しかし之はあまりにラショナルな考へ方で、そこには、人間は本来一挙手一投足、理性的判断に基いて行動するといふ、啓蒙的合理主義的人間観が横はつてゐる。もとより政治社会の進化と共に、被治者の服従も漸次盲目的衝動的慣習的のものから、能動的理性的なものに推移しつつ、ある事実は否定しえないけれども、今日最も進んだデモクラシー国家に於ても、大多数の民衆は決して、しかく理性的に政治的支配関係に入り込むわけではなく、惰性的服従が相当大きな部分を占めてゐる事はラスキも認めてゐるところである(Grammar of Politics)。

第二章 政治権力の起源

政治権力の起源の問題を論ずるに當つて、最初に注意せねばならぬことは、この問題は歴史的にはつねに、後に述べる政治権力の正当性の問題と混同せられて来たということである。近世自然法学者(ホッブス・ロック等)が、原始状態(自然状態)における無政治社会から——その内容は周知のように互に背馳していたが——契約によって政治社会(国家)が出現して来たことをといたとき、彼等は政治権力の起源を説くがごとくにして、実は、現在の政治権力の正当性の根拠を尋ねていたのである。事実の問題ではなく権利の問題であつた。ホッブスにとつて自然状態とは遠い昔の物語りではなく、万能の国家権力が内乱や革命によつて揺がされるとき、いつでも出現すべき、生々しい現実の脅威であつた。

ロックにおいて自然状態は牧歌的な平和の社会として描かれたが、これまた小規模な土地所有者(ミドル・クラス)を中核とした十七世紀英国初期資本主義の理念化であつた。ロックが、自然状態が太古に存した記録が存しない故を以て自然状態の存在を疑う論者に対して、それは恰も、リクルグスの騎兵が昔子供であつたという記録が存しないという故を以て、それを否定するのと同様の誤りだといつて反駁しているのは、いかに彼等において、発生論と根拠づけの問題が混同されてきたかをよく示している。この区別がはっきりと自覚されたのは、ルソーにおいてであつた。ルソーが人間不平等起源論(Discours sur

L'origine et les fondements de l'inégalité parmi les hommes.) において、「先づすべての事実を捨て、か、らう。なぜならそれらの事実はいく少しも問題に関係がないのだから。われ／＼がこの主題に関していかなる研究に這入り込もうとそれは歴史的真理ではなくて、たゞ臆説的且つ条件的な推理だと思わなければならない、その方が、事物の自然を解明するためには、その真の起源を示すよりも一層適切である。なお、それはわが物理学者が毎日のように世界の構成に関してやっている推理に近くもある」(岩波訳四三頁)といっているのは、彼の自然状態の仮説性を明白に示している。カントが之を受けついで、社会契約は歴史的事実ではなく、統治者が、恰も社会契約ありしかの如く、統治せねばならぬという意味だと述べるに及んで、起源論としての社会契約説には決定的な終止符が打たれたのである。

政治思想上、この自然法に基く社会契約説と激しく拮抗した神権説もまた、一見政治権力の起源論の外観の下に、権力の神意によるジャスティフィケーションを一層露骨に企図したものであることはいくつかまたない(ロバート・フィルマアのパトリアルカ 後に根拠づけの所で述べる)。

独裁者の支配にしても、古代的なそれと近代的なそれとは、服従の心理構造がかなりちがっている。古代の場合には、前述の様な、家長或は君主の持っている超越的な力がいわば神的支配として感ぜら

れ、是に対する宗教的畏怖感がその底に流れているが、近代に於ては、むしろ独裁者乃至政党首領者に対する一般民衆乃至黨員の示す盲目的な服従の裏面には——逆説的にきこえるが——近代人の自我意識が横わっている事が稀れではない。ケルゼンはそれを権威との自己同一化(Identifikation mit der Autorität)と呼んだ。

独裁者の対内及対外的にふるう強大な権威のうちに、自分自身を投影させて、そこに自我拡充の欲求を満足させるのである(ギヤング映画、荒木又工門)。ファシズムが没落に瀕した中間層を地盤として発展しえた根拠はここにある。

インフェリオリティー・コンプレックスの表現。

＊われ／＼が本章でとりあげるのは、政治社会の起源の歴史的考察そのものではない。上述したいまままでのこの問題に関する研究の成果を汲みとりつ、原始社会からの政治社会の発展の歴史的過程を実証的に述べるといふことは、それ自体が一つの独立の学問的対象であつて、到底こゝで論ずる限りではないのである。本章での問題はたゞ、政治権力による支配現象はいかなる社会的条件の下で、いかなる状況を前提として生れるかということである。政治権力の発生条件は何かということである。もちろん社会の発生と政治社会の発生とは同時であるという見方をとれば、一切の社会統制は政治による権力的統制と

†この間には、別資料(一六六一)によって補った。

等しくなり、上の様な問題は抑々発生の余地がないことになる。社会統制を持たぬ社会というのは言葉自体の矛盾であり、社会を成しているということは、そこになんらかの様式で社会統制が行われているということと同義だからである。

しかしわれわれはそういう見解をとらない。事実、政治権力の特質を、第一章にのべた様な、物理的強制を最後の核心として持つて一定の地域に住むメンバーを支配する意味での政治権力は、決して原始社会においては存在しなかった。歴史の示す原始社会のさらに原初的な形態としての血縁的氏族社会の初期においては、こうした権力的支配は見られない。この歴史的段階が母系社会であるかどうかという事はさしあたりどうでもいゝ。要するにそこでは政治という社会営為を専門に行う人間乃至人間集団を社会成員が承認するまでに社会的分業が発展していなかった。ということは、必ずしも社会的統制と秩序維持が各成員すべての平等かつ共通の任務であったという事ではない。理念的にはそうした形態も考えられないことはない（いわゆる純粹なゲマインシャフト）。原始社会をどこまでもさかのぼって行けば或はそうした段階に達するかもしれない。が、記録にあらわれている限り、社会的統制——財貨の獲得や対外闘争の際の任務の割あてとか、その他職能の配分——を専門的に行う族長の存在が必ず見られる。問題は、そうした族長の性格であり、族長の行う社会的統制の性格にある。それは決して政治的支配ではなかった。フライアーはこうした共同社会における指導者の力を権力と区別して権威と呼んでいる。この言葉が

適当であるか否かは別として、こうした指導者は成員と支配関係に立っていたのではないことは確かである。両者の関係は支配関係ではなく、いわば表現、関係であった。——（以下原稿欠落）

共同社会の権威（代表）

被代表者との間に異質性がない。ヨリすぐれた天賦と力をもっているだけで、生活体験を共同にしている。「権威とは他人においても存在している内実が完全な程度に代表されることである」（フライアー『現実科学としての社会学』二九八頁）。だからそこには対抗関係はない。権威の担い手は支配者ではなく、模範者である。その社会成員を等質的に結合している習俗と神話の Verkörperung である。

従つてその「支配」（支配ではないが）にはなんら特別の正当性の合理化を要しない。成員と「支配者」とは自然的に結ばれている。この「支配者」は成員からの respect を受けているので、多く経験をつんだ年長者である（Gerontokratie の原型）。

（△血縁的結合（家族共同体）またはそれを中核とした氏族共同体がこれに属する。）

（欄外）△（primary groups）face-to-face groups

神話、祭祀、其他文化様式が「特権」として支配者に留保され、被支配層との異質性をきわだたせる（ある場合には言語、例えばアフリ

かではちがった言語の使用)。

永い経過。突然として権力が生れるのではない。管理行為から支配へのけじめはデリケート。

かくて、現実に於ける

合意

— 明示的 || 黙示的承認にキノを置くとしても、その承認をい恐怖 かなる方法によって、被治者に植付けるか。

しかし以上においては、単に服従の事実上の根拠が示されたのみで、いまだ必ずしもその服従を人民にとって正当なもの、と映ぜしめる根拠ではない。この正当性的根拠については有名なウェーバーの分類がある。

Wirtschaft u. Gesellschaft. 政治権力の正当

一、伝統的支配 (Traditionale Herrschaft)

これは、無限の古にさかのぼる伝統乃至風習の持つ權威——神聖さがその支配の正当性に対する信仰を生んでいる様な場合をさす。

(欄外) その分類 ノート7^[1]

家柄の古い家長や君主の行使する権力(威)には多かれ少かれこの要素が内在する。君主の自然法的制約も結局伝統的支配。反逆は体制それ自体にはない△(この記号が指示する関連箇所は不明)。——身分的帰属「臣下」

二、カリスマ的支配 (Charismatische Herrschaft)

(欄外) Ausseralltäglich ノート6^[2]

カリスマというのは、政治的支配者としての個人に帰せられる非凡の力、神智をさす。支配者の神的性格、乃至は英雄的な事業に対して民衆が全きHingabeをさ、げる様な場合——信仰的帰属——、カリスマ的支配関係が生れる。これは古代の軍事的英雄の政治的支配などに屢々見出されるが、ウェーバーの説明によれば近代に於ても、偉大な独裁者乃至は煽動家たる政党の首領の振ふ非凡の權威も之に属する(ヒットラー)。

[1] 丸山の読書ノート「Aus Max Weber Wirtschaft und Gesellschaft 1 über politischer Verband」(資料番号六二)七頁。

[2] 同前九頁。

三、合法性に基づく支配

これは、近代国家に於ける支配の正当性的根拠として普遍的のもので、合法的規則の妥当性に対する信仰、すなはち制定法によって支配の権限を与えられたものの行使する命令及指図を「合法的」なものとして服従する場合を総称する。近代的官吏の支配はすべてこの根拠に基く。

この分類に対しては多くの問題が提起されうる。まづ現実に存在する政治的支配はこうした型の一つによって純粹に貫かれている事は稀で多くは混合形態であることはウェーバーも認めている。

例えば、八・一五以前の日本における天皇制支配の根拠を考えると、主として伝統的支配（万世一系、家族国家の理念等）とカリスマ的支配（現神として）の混合形態であるということが出来る。また合法性（レガリテイ）のことをウェーバーは正当性的根拠の一つの契機としているが、ある支配が既定の法規に依っているといふことだけで、その支配関係が正当的なものと看做されることはむしろ特殊の例外ではないか。合法性に基づく支配というのもつきつめて行くと実質的な根拠に行きあたらないかと思ふ。

（欄外） Erbocharisma

相続順位

合法性

「人ではなく」

「法の支配」

たとえば絶対国家に於ける官僚の支配は、究極的には、絶対君主の持つ伝統的或はカリスマ的な權威の後光によって始めて人民の心理的服従を可能ならしめていると考えられるし、また立憲国家乃至デモクラシー国家に於ける「法による支配」の基底には、その法が人民自身によって、少くもその参与によって作られたものであるといふ意識、つまり自分の作った法に自分が服従するといふ自律性の契機が横わっている。

（欄外） Autonomie

ルソーによって完成された社会契約説はまさにかゝる自律性を以て政治的支配の唯一の正当性の基礎と考えたもので、デモクラシーはすべてこうした実質的意味に於ける社会契約説をその理念的キソとしているといふことが出来る。い、かえれば治者と被治者の自、同、性、といふこと。

（欄外） 直接的デモクラシー

さきに同意（コンセンスト）を政治権力のキソとしてあげたが、それほど厳密でなくともよし明示的な同意でなくとも、何らかの形式の同意を通じて表現

された多数の意思を政治権力が表現しているということがデモクラシー国家の一般的な正当性のキソである（間接的デモクラシー）。

（欄外） 人民との Identifikation

（欄外） 多数決制度 → 自由への強制



人民の同意

一、治者と被治者の一応の異質性をみとめて、治者の権力に対して、人民がコンセントを与えることによって之をコントロールするという考え方

ロック的デモクラシー——リベリズム。個々の人民がたえず眼中にある。基本権。少数者の権利。 ↓ダラクするとアナーキズム。政治の安定性がなくなる。

二、コンセントがさらに積極的意味をもち、治者と被治者の同一性の原理に立つ。ルソー的デモクラシー。政治権力は全体としての人民として一体化することによって、逆説的ではあるが、無限の権力の行使を自らに許すことが出来る（自由への強制）
→ ジャコバンのデモクラシー。
「革命とは、暴政に対する自由の専制である」（ロベスピエール）
↓ダラクすると恣意的独裁となる。

（欄外） *volonte general* → “real will”

革命的独裁権力は屢々もはや経験的な人民意思の委任により自己を合理づけることにとまらないうで、未来の人民、あるいは、権力によってつくり出さるべき将来の状態によって、現在の被治者に対する強い政治的拘束をジャスティファイしようとする。ここに到って、カール・シュミットの主権的独裁に到達する。

Die kommissarische Diktatur ↓ 現行憲法の存在を維持するために一時非常時に行使される権力（憲法でみとめられた独裁）。

Die souveräne Diktatur

ケーザルの独裁

作らるべき憲法に根拠する。

ワイマール憲法四八条 大統領独裁権

ヒットラーの授權法は、委任的独裁の形式をかりて主権的独裁を行ったもの。 *Gesetz zur Behabung der Not von Volk u. Reich*

統治技術の困難さ、治者が被治者に制約される。

ルソーも「多数が統治し、少数が統治されるといふのは不自然である」と民約論のなかで述べてゐる。しかし問題はその少数の統治者がいかに多数の被治者によってコントロールされるかにある。デモクラシーの発達とはつまりその政治をコントロールする人間の量的増大

にほかならない。

近代交通・技術の發達は、治者と被治者を空間的に著しく接近させた。そのことは一方に於て前述の様に、治者による被治者の把握を容易ならしめたが、他方に於て治者がその政治の円滑な進行のためにはまず被治者の能動的（同意による）服従に依存する様になった。権力的独裁者の東西に於ける典型としての東條首相とヒットラーをとりあげて之を昔の秦始皇帝とかネロとかに比較して見ればこの事は明瞭であらう。

ヒットラーや東條はその「独裁」権を絶えず大衆の前に合理化せねばならなかった。ネロや秦始皇帝は決してかうした大衆の御機嫌とりはしなかつたし、又する必要がなかつたのである。ナチス党青年団や翼賛会等は被治者の自発的服従を組織化によつて促進せんとしたものである。しかしそのことはたゞ近代独裁者の独裁権といへども、大衆の支持を背景としてゐるといふ事を意味するにとゞまり、彼等がデモクラティックであつたといふことではない。もとより彼等の支配がこの様に大衆心理に基ソを置いてゐる限り、そこには目に見えない大衆のコントロールはあらう。しかしそれはどこまでも盲目的な不確定的なもので、その程度もきはめて低い。デモクラシーの治者に対するコントロールは感覺的な公に見える形を取る。つまり制度的に保障されることに特徴がある。

〔言論・出版・結社の自由
反対党の存在する議會〕

治者と被治者との近接

↓直接的デモクラシーへの傾向

間接民主政の前提 ↓代表 ↓距離

直接大衆がプレッシャを加えるようになる。新聞、ラヂオ等を通じて輿論が忽ち横にでんばして強大な力となる。とくに社会生活の組織化は、組織された集団が議會を通過しないで直接政府にプレッシャを加えるようになる。アメリカでの *pressure groups*。労働党の出来ない原因。デモンストレーション、屋外大衆集會のもつ意義。それを禁圧しようとするのはむ理。近代議會政の危機。

アメリカの政治学者メリアムは、この権力の正統性的根柢の問題を、権力の *credenda* という言葉で表現している。彼はやはり三つをあげる。

- 一、唯一神或は神々から授与された権力
- 二、エキスパート・リクレーション専門的指導の最高の表現としての権力
- 三、なんらかの同意の形式を通じて表現された多数の意思としての権力

これをウェーバーの分類にあてはめていえば、一はカリスマ的と伝統的、二はカリスマ的、三は合法的に相当する。

政治権力の根拠に関して最も古くからある考え方は、いわゆる神権説、政治権力の根源を神に淵源させる思想である。それはウェーバーの分類でいえば、伝統的支配とカリスマ的支配の両者を包括している。パウロの有名な「すべての権力は神より来る」といふ言葉はその典型である。中世クリスト教の発展とともに、それは両剣説（ポニファチウス八世）となって具体化した。づつと下つては、フランスのボスエ *Bosuet* がカトリックの立場から、フリードリヒ・シュタールがプロテスタントの立場から、政治的秩序を神の命じたまふたものとして合理化した。前者は、ルイ十四世のアブソリュティズムの、後者は、プロシア絶対王制のキソづけであった。

神権説の一つのヴァリエーションとして古来著名な理論に、家（族）父長理論がある（*Das patriarchalische Prinzip*）。君主の人民に対する支配を、家族に於ける父の子に対する支配に根拠づけ、それからのアナロジーに於て説明するのである。西欧に於て、こうした考え方を最も理論的に定式化したのは、*Sir Robert Filmer の Patriarcha*（一六八〇）である。

（欄外）（王はアダムの後えい）

彼の理論は、スチュアート王朝のキソづけであり、チャールズ一世のために、当時の議会派（人民主権論）をばくげきしたものである。フィルマーの理論がロックの契約説によってふんざいされて以後、もはや

こうした神権説はヨーロッパ政治思想に於て支配的地位を占める事はなかったが、東洋に於ては、儒教に於ける様に、むしろこの家父長的支配の考え方が近代に至るまで支配的であった。そうして、中華民国の成立以後は、日本がこの神権説をひとり維持するはなれ小島となった。

最近出たバートランド・ラッセルの西洋哲学史のなかで、フィルマーの説をのべつ、こういつている。「恐らく日本を除いては、政治権力が、どの道、親の子に対する権力に類しているなどということは近代人には夢にも考えられないだろう。まさに日本では、フィルマーの理論に酷似した説が今日でも維持され、あらゆる教授や学校の先生は之を教えねばならない。ミカドは天照大神サン・ゴツデスの後えいであり、他の日本人もまた祖を同じくした、その家族から分れ出たものである。したがってミカドは神聖であり、彼に対するあらゆる抵抗は不敬である。……これに似た考え方は古代エジプト人ももっていたし、スペインの征服以前のメキシコとペルーにもあった。人間の発展の一定の段階に於ては、それは自然な考え方だ。スチュアート時代の英国はこの段階を経過した。しかし近代日本はまだそこを経過していない」といつている。

君主制の合理化 実用性／安定力

政治的権力の正当性の根拠が近代になるに従つて合理化されて来たという大体の傾向は否定出来ない。功利主義や機能主義やプラグマティズムが、我々の生活に対する効用というメルクマールを唯一の規

準にして、政治権力の要求する服従の正当性の根拠としているのは、その最も合理的なきそづけで、従ってイギリスやアメリカの様に最も近代化された国は自然この傾向が強い。しかし、だからといって、そうした国で人民の事実上の服従がつねにこうした合理的判断によって行はれていると考えるはならない。そこには非合理的な動機が種々伏在している。政治権力がともすれば自己目的となり易く、実質的な合理性を喪失してもなを永く支配を続けうるのは人民の側における惰性的な服従があるからである。しかし、そこには相互作用が存在する。デモクラシーは、ともすれば惰性的服従にねむり込もうとする人民を絶えず揺りさまし、政治的権力の正当性の根拠をつねに新らしく提起することによって、人民の考え方に合理性を浸透させ、同時に、政治権力の沈滞による腐敗だらくを防止する意味をもつ。→ all power corrupts.

第四節 近代国家の危機

(第二章 現代政治の基礎問題)

現代の政治は世界的な規模に於て大いなる転換の前に立たされてゐる。この転換たるや、その性質に於て根本的の革命的のものであり、世界史上之に類する時期としては、たゞ一、二を挙げうるのみである。即ち、四世紀乃至五世紀に於けるゲルマン民族の侵入によるローマ帝

国の解体がその一であり、十六、七世紀に於ける文芸復興と宗教改革の時代がその二である。前者は古代世界の没落と是に代る中世キリスト教文化の登場を画し、後者はいふまでもなく、中世の封建的社会秩序より近世資本主義文明への推移を告知してゐる。さうして、現代はまさにこの十六世紀頃より数百年にわたつて徐々に形成され発展した近世文明が全く新しい文化乃至社会秩序によって置き換へられようとしてゐる時代なのである。この新しい秩序、新しい文化はまだ我々にはハッキリとその全貌を示してゐない。それはいま創世記の混沌と曖昧のうちにある。しかし確実なことは、我々を数百年にわたつて育くんできた政治的社会的文化的環境がもはや決定的に終末を告げつゝあり、その「嘗てのよかりし日」への復帰はもはや絶望であるといふことである。(現代世界に漲るあらゆる混乱と矛盾はすべてこれ畢竟、旧文明が全体として地響きを立て、崩壊しつゝ、あることの証示にほかならない。この恐るべき破局の前に人々は不安におの、き、焦燥にかられ、或は自棄的態度をとり、或は崩れ行く岩石の一片にだもとりついて保身をはからうとする。しかし目の前にひらけた深淵がいかに恐ろしくとも、もはや立ち止る事は許されない。地すべりは既に始まったのだ。人々はたゞ身をすくめて成行にまかせるか、それとも向ふ岸への命がけの飛躍を敢行するか、どちらかである。この択一は未曾有の惨憺たる敗戦によってわれ／＼日本人の眼には疑ひえない現実として現はれてゐる。しかしそれはひとり敗戦国の、日本や独逸の問題ではなく、実に同時に戦勝国の問題でもある。全世界は

いまや挙げてこの偉大なる世界史的決断の前に立たせられてゐるのである。）

それなら、現在かくも危機に置かれてゐる近世文明の政治的・社会的特質は如何なる点にあるのであるか。われ／＼はそれを次の三つに要約することが出来よう。一はそれが主権的民族国家を最後の政治的単位とすること、二は、それが合理的資本主義を基盤とすること、三はそれが自由と平等の政治原理の上に基かれてゐること、是である。かくて近代国家の危機とはいひかへるならば、民族国家の危機であり、資本主義国家の危機であり、同時に自由民主政国家の危機にほかならぬのである。我々はかうした諸契機について危機の所在を分析し以て現代政治の問題性が奈辺にあるかを探らねばならぬ。

まづ主権的民族国家とは如何なるものか。それは歐洲に於ては中世の神聖ローマ帝国と教会秩序との解体のなから生れ出た。近世の国際社会は、中世の普遍的単一社会に対して、大体一民族を単位とする国家の多元的併存によつて特徴づけられる。民族とは何かといふことは夫れ自身大問題であつて、学説の種々分れるところであるが、結論的にいへば、それは決してナチスの理論家の説く様な自然科学的な「血」の統一といふ如き一面自然科学的な、他方また神秘的なものではなく、なにより歴史的・形成物である（血の混交しない民族はない）。それは多く言語や宗教や習慣や文化的制作を共通にし、また同じ地域に住み社会的運命を代々共同にする事によつて一つの共属意識（民族意識）を持つに至つた社会集団である。

（欄外）定義はやめよう！

（但し、言語とか宗教とかいふ個々のモメントはいづれも絶対要件ではない。スイス、アメリカ）

主要な民族国家は十四、五世紀頃から英、仏、スイス、スペイン、ポルトガル、オランダ、スエーデン、ノルウェー、デンマーク等にて相繼いで形成され、十九世紀に於ける独逸、伊太利の統一国家形成によつて、ほぼ完成された（ヨーロッパ外ではロシア、アメリカ、日本）。かゝる民族国家はある程度の民族意識の存在を前提とするが、同時に、統一的民族国家の出現により、共通の政治制度の下に生活と運命を共にする事によつて民族意識が漸次に強化されて行つたのである。

英仏、百年戦争、ナポレオン戦争

かうした民族国家がいまや国際社会に於ける最終の行動単位として振舞ひはじめた。中世の封建国家は、法皇とか神聖ローマ皇帝とかに支配される普遍的法秩序の規律に服してゐた。しかるに民族国家は自己以上の政治的權威を知らない。国際秩序はこれら民族国家の絶対的自主性を前提とし、その承認の上に根拠づけられる。国際社会の審判者は民族国家そのものである。従つてかゝる民族国家を組成単位とする近世国際法に於ては、戦争は国際秩序侵害を防止し、之を恢復するためのそれ自身法的な手段である（戦争の合法性）。恰度国家法秩序が充分組織化されない社会に於て権利侵害に対する自己救済が認められ

てゐた（復讐）と同じく、民族国家が国際社会に於ける最終の決断者である限り、戦争の合法性は必然の帰結である。民族国家はまづか、の意味に於て主権国家なのである。万民法 *ius gentium* より国際法へ *ius inter gentes*

しかし、近世国家はさらに第二の意味に於て、すなはち、国内的にも主権国家である。中世社会が、封建諸侯、教会、自治都市等の多元的勢力の重疊的支配関係から構成されてゐたのに対し、近世国家をリードしたいはゆる絶対君主はこれら諸勢力との抗争に於て、その固有の政治的支配権を剝奪して之を悉く唯一の国家権力の中に吸収した。かくて唯一の国家主権とこの国家主権の平等の支配を受ける国家公民が成立した。国家はその胎内にあるいづれの個人、いづれの団体に對しても優越的位置を有し、その意思をこれら個人、団体に強力を以て貫徹する事が出来る。この政治的正当性の独占こそ近世国家の最も主要な特質の一をなすのである。つまり、近世政治社会は内には對しては多元的勢力を一元化した民族国家が外には對しては多元的に併存するといふところに、成立するのである。

この民族国家の成立、發展と恰も影の形に添ふ如く成長し來つたのが近世資本主義である。恰も新世界の発見、新航路の開拓、技術の發達等の要因は相俟つて海外貿易への刺戟を急激に勃興せしめ、スペイン、ポルトガル、イギリス、オランダ、フランス等大西洋沿岸の諸国家にはこれら貿易に従事する商人によつて莫大な富が国内にもたらされた。貨幣経済は急速に歐洲諸地域に蔓延した。かくていはゆる商業

ブルジョアジーが地方的閉鎖的、固定的な中世経済を漸次排除しつゝ、華々しく登場し來つた。民族国家の成立を促した要因の一つは、實はかくの如き地方的割拠的な自給経済の拡大によるいはゆる国内市場の形成であつたが、中央集権的統一国家の出現は逆にかうした国内市場の形成を著しく容易にした。勃興する市民層は、統一的関稅制、統一的度量衡制、統一的法制が商品流通を著しく容易にするために、絶対君主と提携して、封建的貴族乃至教会勢力の打破につとめ主権国家の形成に力をかけた。

かくして近世中央集権国家を特色づける官吏制度と常備軍制度の發展過程と資本主義経済の進展との間には密接なる併行関係が存在したのである。マックス・ウェーバーの指摘せる如く、封建諸侯や騎士がその私有せる行政手段（行政官庁、土地、附属設備、軍備）から分離され、行政手段を独占する絶対君主の下に近代的官僚及常備軍として組み入れられて行つた過程は独立手工業生産者がその所有する生産手段を取奪されてプロレタリア化し、純粹な労働力として資本制生産に入り込んだ過程とまさに照応するのである。

兵士 (Soldier) ≡ 俸給 (Sold) ↓ 官吏の俸給と共に貨幣の必要 ↓
重商主義政策
銃砲火器の生産
封建家臣団の解体

近代的労働力の造出
近代的官吏及軍人

絶対君主は更にその官僚組織と常備軍を養ふために莫大の貨幣を必要とした(兵士IIゾルダートII俸給IIソルド)。之は租税の形で徴収されねばならぬ。そのためには国内に相当量の貴金属が必要である。かくて君主は国内の貴金属生産を奨励すると共に、海外からの貴金属の流入につとめる。そのためにまた君主は国内産業を振興助長し、貿易を統制し、国外への輸出を極力増大せしめねばならぬ。かくていはゆる重商主義政策が採用され、この点からも絶対君主と市民層との抱合関係が進展する。また戦術の変化は銃砲火器の生産を必須ならしめる。

この様にして絶対君主は自ら意識せずして商品生産II交換経済の進展に道をひらいたのである。この様にして、資本が最初にとつた形態はいはゆる商業資本であった。しかしやがてそれが農村に浸潤し、封建的農業と之に結びついた手工業を解体せしめるに至つて、そのなか、ら、中産的工場主と労働者層が漸次形成され、商業資本は産業資本へと転化し、本格的な資本制生産が開始される。産業資本の蓄積は自由なる競争を通じて都市ギルドや問屋制商業資本を駆逐しつゝ、進行するから、その過程に於て特許や特権賦与によつて後者と密接に結んだ王朝的貴族勢力と漸次鋭い対立をかもし出し、それは遂に一六四八年のイギリス革命、一七八九年のフランス革命の如き市民革命として爆發するに至るのである。かうした産業ブルジョアジーの制覇が決定的となるのは十八世紀後半イギリスにはじまる産業革命である。紡績機械の出現とワットの蒸気機発明による動力機の応用は忽ち、紡績業より毛織物工業、農具(打穀機)製造、工作機械部門、原料部門(鉱山

業、製鉄業等)、交通機関等全生産機構に波及し、之によつて生産力は飛躍的に増大し、産業都市は急激に勃興し、交通網は縦横に貫流し、イギリスは「世界の工場」として、その良質廉価な製品は自由貿易の波に乗つて欧洲、アジア、新大陸を席捲しつゝ、之と共に近代文明を世界的に伝播した。人々の生活様式は一変し、生活規準は伝統と慣習から迅速と便宜と能率に取つて變つた。このいはゆる資本主義の高度化が人間生活の全分野(に)与へた変容は殆ど測り知る事が出来ない。産業革命を経ざるところ、そこには数百年数千年の歳月にわたる停滞的循環的な生活があり(支那、印度の奥地)、それを經たところ、時々刻々變貌して止むところなき生活がある。

例、ナポレオンとハンニバルのアルプス越への時間

政治権力の技術的支配力の増大、治者と被治者の接近

ウェーバーがいつた様に資本主義の發展のもたらした人間生活の分野による合理化こそはまことに近代の宿命の如に見える。内在的な自己法則により「見えざる手に導かれて」無限に再生産の軌道を進行する経済社会に対し、政治的国家はたゞ之に対する外部よりの擾乱を排除しさへすればよいとされるのである(夜警国家)。

さて、近代国家を特質づける第三の原理、すなはち、自由・平等の政治原理とはいかなるものか、またそれはいかに發達したか。

唯一にして絶対の国家主権とその支配に服する国民(公民)といふ二分肢の組織が近代国家の図式であることは前に述べた。それは中世のピラミッド的な階級組織を上と下との両方向へ解消することに於て

成立つたものである。この場合、教会とか都市ギルドとか、村落自治体とかの国家内の団体は悉くその自主性、固有性を奪はれ、政治的支配権を唯一の国家主権に吸収されてしまふのであるから、国家主権の對象となるものは、もはや集団でなく、一切の集団性を持たないは、原子的な個人であり、それが直接平等に国家主権につらなるわけである。こゝに近代国家に於ける個人の自由と平等の姿が理念的に示されてゐる。このアトム的な個人がたんに平等に国家主権に服従するにとゞまらず、積極的に全体として、国家主権と一体化し、国家と国民の等式を成立せしめたとき、最も純粹な民主主義国家の図式が完成する。しかし是はもとより近代国家の理念型であつて、いかなる現実の国家もかうした純粹な形態をとつてゐるところはない。たゞ近代国家はその本来の成立事情からして、いはゞかうした理念型に無限に接近して行く内在的衝動を持つてゐるのである。この衝動の実現過程がいはゆる自由主義及び民主主義の發展過程にはかならぬ。

cujus regio ejus religio

政治的自由の要求は市民層の勃興を背景として展開して行く。

一、立憲国家（自由主義国家）の形成へ

国家権力からの自由は基本的な人権の憲法による保障

信仰・生命・財産・職業・居住・移転・信書 ↓私的自由
言論・出版・集会・結社 ↓政治は社会的自由

その場合の国家権力は具体的には絶対君主ブルス貴族・僧侶の勢力そこでかうした立憲国家では、君主を上へ頂く封建的旧体制勢力が行政権にたてこもり、新興市民層が議会による立法権にたてこもる。その両者の妥協形態であり、その両者の限界をきめることに憲法の意義がある。自由権を保障するためには権力の集中をふせぎ、チェック、アンド、バランスにより相互牽制させるのがよい。かくて三権分立がそこでの政治原則となる。

かうした自由主義原理の典型的な宣言は、アメリカ独立宣言とフランス人権宣言である。

不平等特権の排除 自由と平等はそこでは一致してゐる（バボーフ！）

一七八九年フランス人権宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)

第一条 人ハ出生及ビ生存ニ於テ自由及ビ平等ノ権利ヲ有ス。社会的差別ハ公共ノ利益ノタメノ外作ルコトヲ得ズ。

第二条 スベテノ政治的結合ノ目的ハ人ノ天賦カツ不可譲ノ諸権利ヲ保持スルニアリ。ソハ即チ自由、財産、安全及ビ压制ニ対スル反抗権ナリ。

第三条 全主権ノ淵源ハ本来国民ニ存ス。

第六条 法律ハ一般意思ノ表現ナリ。スベテノ市民ハ自ラ、又ハ

ソノ代表者ヲ通ジテソノ制定ニ参与スル権利ヲ有ス。(一七九一年憲法では財産条件あり。有権者は総人口二六〇〇万人中僅か四三〇万) 法律ニヨル保護、法律ニヨル処罰ハ万人ニ対シテ平等ナラザルベカラズ。……

第七条 何人ト雖モ法律ノ定メタル場合ニ非ザレバ、又法律ノ定メタル形式ニ依ルニ非ザレバ告訴、逮捕モシクハ監禁セラル、コトナシ。

第八条 ……犯罪ノ以前ニ制定サレ且ツ公布セラレタル法律ニヨルニ非レバ処罰セラル、コトナシ。

第十条 何人ト雖モ法律ノ立テタル公ノ秩序ヲ紊サザル限リハ、ソノ意思ノ発表ニヨリ脅カサル、コトナシ。宗教上ノ意見ニ関シテモ然リ。

第十一条 思想及ビ意見ノ自由ナル交換ハ人ノ最モ貴重ナル権利ノ一ナリ。サレバ各市民ハ自由ニ語り、著作シ、刊行スルコトヲ得。

第十六条 権利ノ保障ナク、又権力ノ分立ノ確立セラレザルスベテノ社会ハ憲法ヲ有セザルモノナリ。

第十七条 財産ハ不可侵且ツ神聖ナル権利ナルガ故ニ、法律ニヨリ公ノ必要ガ明瞭ニコレヲ要求スルコトヲ認定セル場合ニシテ且ツ予メ正当ナル賠償ヲ支払フトノ条件ノ下ニ非レバ之ヲ奪ハル、コトナシ。

産業資本の段階がまさにこの立憲国家の段階に相応する。

商品生産、交換の自由——レッセ・フェール 夜警国家観
封建的土地所有の廃絶 ↓農奴解放 ↓国内市場の拡大

二、民主主義への進展(産業革命以後)

選挙権の拡大(大衆の登場)

立法権による行政権の従属 ↓市民層の完全ヘゲモニー、議院内閣制の確立

機械文明の高度化による治者と被治者の接近、その同質化

国家からの自由↓国家への自由、治者と被治者の自同性

政党組織の発達

フランス革命が市民階級の指導の下に遂行されたといふことは、フランス革命に於て宣言された自由と平等が具体的にいかなる内容を持つてゐたかといふ事を分析すると最もよく分る。自由といふのは就中封建的特権ギルドや干渉の廃止による商品生産交換の自由「営業の自由、居住・移転の自由」であり、自由権の不可侵性とはなにより私有財産の神聖を意味した。又平等といふのは身分制の廃止による法の前に於ける平等であつて、実質的 \parallel 経済的平等ではなく形式的平等(人間として市民としての平等)にほかならなかつた。かくて、一七九一年のフランス国民会議(マヤ)で制定した憲法に於ては労働者の団結は契約自由の違反であり、人権宣言と矛盾するといふ理由で嚴重に否認され

た。また選挙権は一定の財産資格を持った所謂「能動的公民」のみに与へられた。賃銀をもらつて働く者は他人に従属してゐるのだから、独立の市民ではないとして選挙権から除外された。労働者階級はこの結果殆ど選挙権から除外されることとなつた。かうした点に近代自由主義に於ける「自由」がなにより市民的自由、封建制に対する市民階級の自由の主張であつたことが最もよく示されてゐる。もとより封建制の下に苦しんでゐるのは市民階級だけでなく、その下の労働者、農民、一般勤労階級はヨリ以上の抑圧の下にあつたのであるから、彼らは市民階級と提携して身分的特権の排除のためにたゝかつたのである。

やがてこれらの自由を確保するために政治的参与を要求するに至る。近代国家は市民の政治的参与が代議制といふ形態で実現せられてゐることに特色がある。

代議制と等族会議とのちがひ ↓ 全国民の一体意思の代表
従つて命令委任の禁止、代議士の独立が条件。
代議制と直接立法民主政とのちがひ

民族国家の地域的広大性
市民層が全国民の名に於て発言すること

「無智なる大衆」の除外
従つてつねに選挙被選挙権の制限と結びつく。

かくの如くにして、主権的民族国家と資本主義経済と自由民主政と

は互に相携へていはゆる近代文明を形成し來つた。それがクライマックスに到達したのが十九世紀である。十九世紀は民族主義の世紀であり、レッセ・フェール主義の世紀であり、自由主義・民主主義の世紀であつたといへる。しかしそれがクライマックスに達したときは同時にそこに暗い陰がさしかゝつて來た時であつた。その陰はすでに産業革命の後にさしはじめて漸次その翼をひろげてゐたのであるが、人々の注意にのぼらなかつた。人々は文明と自由と進歩の無限なる上昇についての啓蒙主義的樂觀主義の夢に浸つてゐた。十九世紀中葉にあつて、たゞ二、三の鋭敏な思想家——われわれはその最も傑出したものとして、マルクス、ニーチェ、カーライル等を挙げよう——のみが迫り來る黄昏を感じたのみであつた（尤もそれに対する処置法は彼等相互の間で全くちがつてゐたけれども）。この夢を無残に打破つたのが一九一四年にはじまる第一次世界大戦である。第一次世界大戦は十六世紀以來騒々乎として發展し來つた近代文明とその諸原理に内在する矛盾の最初のけいれんの爆發であつたのである。我々は次に、上述の如き近代文明の三契機がいかなる矛盾をはらむに至つたかを見よう。

まづ第一に主権的民族国家の前提であるところの、内に対して一元化した国家権力が外に対して多元的に併列するといふ立て前が、国際社会の成熟と共に現実に適合しなくなつたことである。民族国家の原理は国家と個人との間の關係を、世界と国家との間に類推し、世界を

ば不可侵の主権を持った国家の原子論的集合と考へた。是は封建的地方的な閉鎖経済が国民経済へと拡大し行く過程に於てはまさに事態に相即してゐたといへる。国民経済が経済生活の単位であり、国際間の経済は、さうした国民経済相互の貿易關係にとゞまつた。しかるにいまや交通技術の発達、資本蓄積の高度化は国民経済の範圍を超えた世界経済の成立をますます可能ならしめた。資本の国際間の移動のひんぱん性、国際金融、国際カルテルの形成は、あたかも嘗て封建的自足経済が商品経済の進展によって破られた如くに、民族的自給性を不可能ならしめた。海の彼方に於ける恐慌の勃発は不可避的な関聯を持つて全地球に伝播する様になつた。しかもかく経済生活が国際化し行くにも拘らず、それに相應する組織化は国際社会の行動単位が依然として主権的民族国家であることのために著しくはゞまれた。十九世紀末にはじまるいはゆる帝国主義時代はかうした矛盾——今や蔽ふべくもなき世界経済の地盤の上に依然たる主権的民族国家が最終的ユニットとして行動することの矛盾——の露骨な表面化にほかならない。一族一国家を標榜し、自らの民族の対外的独立を求めると共に他民族の独立を尊重することを立前とした民族主義はいまや自らの胎内から、他民族の主権の犠牲に於て一民族の拡張發展を求める帝国主義を成熟せしめたのである。それは恰も自由放任主義が自らの内在的論理の發展によつて独占現象を生み出したのと併行してゐる。

さうしてこの矛盾の爆發である第一次大戦の結果、いはゆるウィルソンの民族自決主義 (Principle of National Self-determination) が

採用されたことは、矛盾の打開でなくして却つてその激化であつた。民族自決主義は帝国主義へのアンチテーゼとして適用されたにも拘らず、それ自ら、主権的民族国家原理を極端にまで押つめたものであり、原子的民族国家によつて世界が細分されたことは国際社会の組織化過程と実は全く逆の方向を歩むものであつた。国際聯盟の悲劇はここに胚胎してゐるのである。

↓総会中心主義 ↑ ↓ 国際聯合 理事会中心主義

とくに Volksgefängnis (「諸民族の牢獄」といはれた奥大利洪牙利帝国に対して民族自決主義が嚴格に適用された結果は、幾多の到底経済的に自立しえぬ小国を中欧に濫立せしめたため、これら小国は己れの独立と安全を保持せんがため、大国の庇護を求めつゝ、互に狭い地域にひしめき合ひ、その間の諸紛争には、やがてこれらを自己の利益のために操縦せんとする大国の介入をまねき、逆に今次第二次大戦の導火点となるに至つたのである。

(ポーランド廻廊問題、ズデーテン問題)

註、しかも民族自決主義を独塊側に対しては蹂躪するといふ矛盾を犯した。独塊分離、南チロルのイタリー併合、ハンガリー人の居住する地方をチェッコ、ルーマニアに与へブルガリア人の住む西部及南部ブルガリアをユーゴ、ギリシヤに割讓。

民族国家の主権絶対性の原理を空虚にしたのは経済力と並んで軍事

技術の發展であつた。火器が主要な攻撃武器であり、要塞が主要な防禦法であつた時代は、小国と雖もある程度まで大國に対する國防の保安を維持出來た。しかるに前大戰に出現した戰車と飛行機は、戰術を極度に機械化した結果、高度の工業技術と生産力を持たざる國家の獨立は形式的のものとなつた。前大戰ではまだベルギーの獨逸軍に対するあの有名な抵抗が可能であつた。今次大戰に於て小國があれに比較する抵抗を示した例は全くない。デンマーク、ノルウェー、オランダ、ギリシヤ、いづれも獨逸の電撃作戰にもろくもつひえてゐる。これは彼等の臆病さのためではなくひとへに軍事機動力の高度化に基くのである。さうしてこの軍事技術の發展は原子力の応用(國際管理)に至つて又もや一轉機を画した。もはや如何なる大國も世界の運命から離れて自己のみの安全を確保しえなくなつた。

かうした主權國家原理の空虚化は、國際關係に於ける「中立」の消滅といふ事實にも現はれてゐる。戰爭は一國と一國との戰から、國家集團と國家集團との鬭争に進化した。主要なる大國の間の戰爭は好むと好まざるとに拘らず世界大戰にまで拡大せざるをえない。この事實は如何に皮肉に聞え様とも実は國際社會の顯著な登場による國際的相互依存關係の強化を、従つて孤立的な國家主權のものはやいかなる大國に於ても維持しえざる事を物語るものである。

(中立法——武器貸与法——參戰) 「集團的安全保障」の登場
△小國ノルウェー、デンマーク、オランダの中立性そのものが英國への基地化を意味する。

(經濟圈の拡大) オランダの前大戰の中立維持。

小國は「共同防衛協定」によつて國防力を大國にひきわたす。

この推移は戰爭觀念の推移に反映してゐる。

「聯盟規約に違反して戰爭に訴へたる聯盟國は、他のすべての聯盟國に對して戰爭行為をなしたるものと看做す」(旧聯盟規約一六条一項)

←

世界の一体性

戰爭は當然の國家の權利たる事から

侵略に對する制裁——警察的意義へと轉化した。

國際法より世界法へ

法の侵害に對する排除

法と不法との鬭争

戰爭は權利から犯罪になつた。國際社會の組織化 ↓國際憲章の

課題

第二の資本主義のもたらした問題性についてはもはや今日殆ど常識的のこととなり、敢て縷説するまでもない。個人が各自の利潤追求に専念することによつて、「見えざる手に導かれて」自由競争を通じて全體の福祉に貢献するといふスミスの予定調和觀はもはやいかなる熱烈なる資本主義者によつても抱かれてゐない。産業革命のもたらしたも

のは一方に於ける急激なる富の蓄積と共に他方に於ける急速なる貧困の蓄積であった。自由なる商品生産交換の諸原則は、ほゞ資本蓄積度の平衡した小規模の商品生産者相互間ののみ妥当する。しかるに資本の集中と集積、経営規模の巨大化は、漸次自由競争を空虚無意味なものとした。何人もスタンダード会社に対して石油業を以て対抗し、フォード会社に対して自動車業を以て対抗する自由は現実には存在しない。しかも資本主義の独占化は、国内市場をいよ／＼狹隘にしたため、過剰資本は海外に投資地を求めるに至り、とくに利潤率の高い植民地への資本輸出の競争となり、個人間の自由競争はいまや国家権力と武力を背景とした帝国主義的資本相互間の角逐となった。

かつて、国家権力からの自由を要求した資本は、いま、国際的進出のためにも、又激化する国内の社会的対立に対応するためにも急速に自らを組織化し、かく組織化された力を以て国家権力と密接に抱合するに至る。ヒルファードイングのいふ様に独占資本の求めるのは自由ではなくして支配である。企業組織の進展は私的所有と社会的生産との溝をいよ／＼大にする。いまや個人的イニシアティブの残されてゐる余地は殆どない。企業家も労働者も挙げて巨大なる企業体のメカニズムの一分子となる。人間が企業を営むのではなく、巨大な機械設備を具へた非人格的な企業が人間を駆使するのである。手段と目的は転倒した。人間は膨大な経済機構のなかに組み込まれ、なにもものとも知れぬ力に馳り立てられて、あくせくと働く。極度に合理的な利潤追求がいまや非合理的な自己目的となる。全人は部分人となる。人間の主

体性は機械化された企業体のなかに埋没する。もはや問題は個人的イニシアティブか国家的統制かではない。三井八郎右衛門や岩崎小彌太にはなんらのイニシアティブもないのだ。資本主義が社会主義かの問題は、個人的イニシアティブか国家的独占かの問題ではない。私的な社会に対して責任を負はぬ独占体と、公的な社会的責任を負はされた独占（つまり社会主義）かの選択なのである。この選択は、第一次大戦の結果、地球の六分の一の地域が資本主義世界から離脱したことによって、いよ／＼さし迫った問題となった。

さて、近代国家原理の第三の要素をなす自由平等の政治原理、その具体的表現としての代議制はいかにして危機に陥ったか。

自由と平等とは近代市民革命のイデオログにとつては同義語を意味した。自由とは個人を束縛する諸々の封建的拘束（身分的拘束、ギルド、職業の拘束、居住・移転の拘束）乃至法的制限（言論・出版・集会・結社等の制限禁止）の排除であり、平等とは身分的特権の排除による法の前の平等にほかならなかつた。さうして、封建的拘束や法的制限は畢竟、封建制の身分的差別を確保するために設けられたものであるから、個人をさうした拘束から解放することは同時にすべての個人を出生や特権によつて区別しないことを意味した。さうしてこの法の前に於ける平等によつて社会的不平等はすべてとりのぞかれるものと信じた。しかし人間を外部から拘束してゐた法的形式的不平等がとりのぞかれた時にはあらはになつたのは人間の實質的不平等とくに経済的不平等であつた。自由と平等は封建的特権に対して闘つてゐる

間は相提携し一致する様に見えた。いまやそれが積極的に自己を実現する段になって自由と平等のいたまき背反が起つたのである。ゲーテは鋭くこれを看破して「自由と平等を同時に約束するものは、空想家に非んば香具師である」といつてゐる。フランス革命に於ける自由と平等が具体的に市民階級にとつての自由であり平等であることは前述した。形式的な法の前での平等の原理がかへつて社会的不平等をあらはにしたとき、平等の原理を経済的不平等の打破にまで押進めようとしたバブーラの企図は革命の指導勢力によって押潰された。この経済的不平等は産業革命後のプロレタリアートの急激な増大によつてますます表面化した。プロレタリアートは封建的特権の打破の過程に於てこそ、ブルジョアジーと提携しえたのであるが、やがて獲得せる市民的な自由と平等によつて自己が窮極的に解放されないのを知つた。経済的社会的解放を伴はざる、形式的な自由平等は彼等にとつて所謂「飢える自由」であり「搾取の平等」であるかに見えた。かくして、労働者階級は政治的自由の空虚さに失望するに至つた。経済的保障に裏づけられざる政治的自由は例へば、新聞雑誌等の資本的独占によつて、言論出版の自由が現実には無産階級には与へられてゐないといふ様に、漸次にその限界を露呈しはじめたのである。かうした不満の昂揚を前にしていまや議會を通じて政治権力を掌握した市民階級は、いはゆる社会立法によつて之を宥和せんとした。

社会立法も最初はレッセ・フェール原理と矛盾するとして激しい問題となつたが、結局それは自由の制限ではなく、自由を脅威する条件

の制限であり、むしろ自由の確保のためであるといふ理論によつて是認された。これが十九世紀後半に於ける自由主義の社会改良主義への進展(グリーン等がその理論家)。

その費用は結局資本家の剰余価値の一部から割かれたものであり、従つて、資本主義の拡張再生産が順調に進行してゐる間は可能であつたが、そのリミットは資本主義の高度化と共にせばめられざるをえない(利潤率低下の傾向、不変資本部分の増大)。その限界は資本主義の発達程度によつて異り、英米等より独伊日露等の後進資本主義国家には早くリミットに達する。無産階級は普通選挙を通じて、議会主義による自己の社会的解放を計る行き方のあまりに遅々たるに焦慮して、直接的行動、暴力革命に訴へんとする。これは世界大戦後ロシアに爆発し、いはゆるプロレタリア独裁が樹立された。処が他方、かうした無産階級の革命的情勢を前にして市民階級もはや政治的自由が資本主義機構の根本を破壊する足場となるのを知つて、之を破壊し、労働者の自主的組織を強力で抑圧し、資本主義を救はうとする。かくしていはゆる独占資本の制覇としてのファシズム独裁が成立する(英米の立場は?)。かくして自由民主政は資本と労働の両者の立場より挟撃されるに至つた。これはいはゆる議会議政の危機として集中的に表現されたのである。これは一般的。議会議政の危機を招来した諸種の事情をさらに分析して見よう。

自由民主主義の具体的結実が議会議政であり、従つて自由民主主義の危機は議会議政の危機として集中的に表現される。議会議政は十九世紀英

国において、それ迄の三権分立主義に基く、議会（立法権）と行政権との均衡が破れ、立法権が行政権を完全に従属させていわゆる議院内閣制を樹立したときにその最盛期を持った。

「ところが、選挙権の拡大、普選の採用——それは自由・平等原理の徹底化である——は必然に従来、つねに参政権から除外されていた無産大衆を大規模に政治的舞台に登場せしめ」

しかるに、議会制が二十世紀初頭、とくに第一次大戦以後政治原理として不信にさらされるに至ったのは、いかなる事情によるか。（われ／＼はいま議会議政の出発点にあたり、危機の実相に目を蔽ってはなからぬ。

第一は、議会制の円滑なる運行の基礎たる社会的同質性が、階級対立の激化によって喪われたこと、少くも喪われつゝあること是である。議政は自由なる討議によって互に説得し説得されることを予想しつゝ、かくして成立せる多数の意思に相対的な真理性を認める機構である。従つて、それはその成員の間に根本的な利害の対立が存在しないことが前提される。もしそうした生存にかゝる様な利害の対立があれば、説得し説得されるという事は無意味である。例えば議政の祖国英国においては、十九世紀後半まで議政を構成する社会層は、もっぱら地主（貴族）とブルジョアであり、両者は、むしろ利害を異にする部分が少くなかったが、イギリス資本主義の発展という根本的な点においてはなんら本質的対立はなかった（イギリスの貴族は夙くからブルジョア化する）。かくて前者を代表するトーリーと後者を代表す

るホイッグが二大政党として交互に政権を担当し、フェア・プレーの精神によつて、英国議政の美しい伝統を作り上げて来たのである。ところが十九世紀初期以来の選挙権の拡大、とくに普通選挙制の実施は従来全く参政権から除外されていた無産大衆を大量的に政治的舞台に登場せしめた。かくて産業革命後の貧富の懸隔は、やがて各国において無産階級を地盤とする政党を誕生させた。こうした無産政党はそれがどこまでも無産階級の政治的組織化を使命とする限り、ついにブルジョア政党とは根本において相容れない性格を持つ。両者は、同じ社会機構の内部における利害の対立ではなく、一方は資本主義機構の維持を他はその打倒を目指す。その限りにおいて両者の間にはもはや説得し説得されるという余地、事柄を自由討議によつて決定する余地はきわめてとぼしいといわなければならぬ。もし無産政党が、自己の階級的使命を忘却してまで議会においてブルジョア政党と政治的取引を行うならば、プロレタリアートはやがてそれと別個の線に沿つた政治的結集を試みるであろう（なぜなら、議会における妥協によつて、ブルジョアとプロレタリアートの社会的対立は毫も緩和されないから）。

この様にして、議会は、自由討議による相互説得を通じて政治的真理を発見する機構たることから変質して、対立する社会階級の間闘争の表現手段になつてしまつた。議会のこの様な変質は、ブルジョアとプロレタリアートの対立の尖鋭さに比例する。だから英国の様には、ブルジョアが利潤の一部を以て労働者階級の中からたえず労

働貴族を培養出来る様な場合（又考え方によっては英国労働階級全体が、英植民地よりの利潤によってその生活程度を保証されている限り、国際的な労働貴族なのだ）には、プロレタリアートの政治的結束たる労働党もブルジョア政党との本質的対立を持たない改良主義政党にとゞまり、従って議会政治も一応従来の保守党自由党の二大政党の対立と同じ様な線にそって運行されるが、そうした資本主義の余裕の少ない国（独仏伊……）では無産政党（とくに社会民主主義政党）は、早晩デレンマ——議会政党として止まるか、それとも階級政党たるの本来に生きるかの——に立たざるをえなくなる。

抑々階級政党の存在そのものが、議会議の立て前と矛盾するのである。前述の如く、代議士は全国民の代表者として行動することに代議政を等族会議と区別するモメントがあつたのに、政党の純粹な階級的分化は、議会を再び新たな等族会議化するものだからである。

（欄外）代議士の独立のきはく化

英国においても第一次大戦後とくに世界恐慌をめぐる経済的動搖に際して、マクドナルド労働党内閣は、資本主義体制を前提すれば社会政策費の切下げ以外には財政危機を乗切る方法がないという局面に遭遇し、ついにその道をえらんだために労働党は分裂し、ラスキの如きは之を契機として、急角度に左翼化して、議会制を通じての社会主義の可能性に深刻な疑問をいだくに到つた。この問題は第二次大戦の勃

発によって一時延期されたが、一昨年夏総選挙で労働党が絶対多数を占めて戦後処理に乘出すに及んでふた、び表面化しようとしている。

労働党は前二回の失敗に懲り、今度は組閣早々断乎たる態度で重要産業の社会化の実現に着手した。是迄のところ、まだ単に石炭、交通、鉄、電力等の国有——しかもきわめて手厚い対価を以て資本家から買上げるといふ形式での——にすぎず、なんら本来の社会主義的段階とはいえないが、もし労働党が之を決定的に社会化の方向に押進めた場合、果して保守党・自由党によって代表されるブルジョアジーは多数決の原則に従つて、数世紀にわたる社会的ヘゲモニーを安々としてプロレタリアートに手渡すであろうか。或は又、四年後の総選挙において、再び保守党が勝利を占めて、労働党内閣の国有化政策を悉くくつがえすとしたらどうであるか、総選挙の度ごとに社会体制の根本原理がくつがえるというのでは、もはや一切の国民生活の安定性は失はれてしまう。伝統をほこつたイギリス議会政治もいまや大な転機に立たされているのである。

二、政治の専門化による議会の無力

政治の経済への干与が甚しくなるにつれ、立法がますます技術的専門的となり、大多数の国民に理解し難くなるのは勿論、議員にもあまり分らなくなる。そこで議会はごく大ざっぱな論議に終始し、肝じんの重要な法律は専門的官僚の手をわづらはす事益々ひんぱんとなる。行政官僚の抬頭、行政権の優位（イギリス、アメリカ皆然り）。

民衆のコントロールが段々及ばなくなる。

三、社会集団の発展による議会の統合的機能の喪失

(欄外) 国家と個人といふ図式が消滅した。

組織化された集団（とくに経済的に組織化された力、資本家連合体、労働組合）等が直接、議會をわづらはさずに国家権力にプレッシャを加へこれを左右するに至る——治者と被治者の距離の接近。

(欄外) 討議により相手を説得し、説得し合ふといふ余地がなくなつた。government by discussion の空虚^や

他方社会的利益の多元化はそのまま、議會に反映し、とくに比例代表制のとられた所では小党分立し、その離合集散常でなく、部分利益を全体利益に統合する機能を議會が失ひ、従つて甚だしく非能率的となり、これが又執行権の優越の一つの原因となつた。

四、政党、労働組合の発展による個人自由意思の縮減。

自由独立な個人の存在を脅かすのは経済的条件だけでない。政党組織や労働組合等社会集団の発展は個人が自分で判断して、自由に意見を希望を發表するかに、党の決定に従つて投票し、政党乃至組合幹

部の指令に基いて行動するといふ方が多くなる。

(欄外) 組織の凝固、専制化をふせぐこと

新たな環境への規定性⁽²⁾、集団への没入。自由討議により事柄が決定される範囲が殆どなくなる。

五、国際的対立の激化

資本主義が金融資本の段階に入るや、既述の如く、世界市場の独占的把握のための闘争が激化し、植民地再分割をめぐつて列強の対立は愈々尖鋭化しそれは第一次大戦として爆発した。大戦後、独逸軍国主義は破壊され、国際聯盟は成立し、平和主義、国際主義思潮は世界を風靡するかに見えた。しかしヴェルサイユ体制の含んでゐた矛盾は漸次表面化し、戦敗国に対する苛烈な賠償、一方的な軍備撤廃はこれら諸国に反動的な国家主義運動を抬頭せしめ、またこの間、戦勝国たる英米仏相互の間の優越的地位をめざす対立も激化し、とくに一九二九年世界経済恐慌以後、各国はいはゆるブロック経済政策をとつて互に他国の輸入品に高関税を課し、自給的傾向を辿つたので、日独伊の如き資源的キソに乏しい高度資本国は市場を閉出されて窮地におち入り、勢ひ武力を背景として、市場の強制的確保にのり出すに至つた。かくて軍縮會議は遅々として進まず、かへつて軍拡の競争はますます／＼甚しくなつた。凡そ政治的自由と軍勢力とは反比例の関係にある。軍

事的統制が増大するや、それは独占資本の要求ともマッチして、自由主義的政治機構は或は廃棄され、或は本質的に変貌するに至ったのである。

(欄外) 議会より軍隊へ

十九世紀は軍事力の後退時期(封建制の残サ)。